

「国民健康保険」「後期高齢者医療保険」にご加入のみなさんへ

ご注意ください！
 今年12月2日から
**現行の保険証は
 発行されなくなります**
 ※令和6年12月1日までに発行された保険証は令和7年7月31日まで有効ですので、
 廃棄せずにお持ちください。

とっても
 カンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1 **受付**

マイナンバーカードを
 カードリーダーに
 置いてください。



カードリーダーで
 マイナンバーカードを
 保険証として登録
 できます！

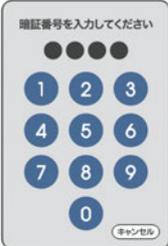
2 **本人確認**

顔認証または
 4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



OR

3 **同意の確認**

診察室等での診療・服薬・健診情報の
 利用について確認してください。

過去の情報を
 利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
 を当院等に提供することに同意し
 ますか。
 この情報はあなたの診療や健康管
 理のために使われます。

同意しない
 同意する

(40歳以上対象)
 過去の情報を
 利用いたします

過去の健康情報を当院等に提供す
 ることに同意しますか。
 この情報はあなたの診療や健康管
 理のために使われます。

同意しない・40歳未満
 同意する

4 **受付完了**

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

(令和6年4月時点)



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請

マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

※12月2日以降に転居や世帯主変更など、住民票の情報に変更が生じた場合、健康保険証は失効し使用できなくなります。

◆お問合せ先 保健福祉課保険グループ ☎35-2120